

# 甲斐市景観審議会の記録

【令和6年度第1回審議会】

## 1. 景観審議会の概要

日時：令和6年7月5日（金）午後2時～4時

会場：甲斐市役所本館3階 大会議室

### □次 第

○甲斐市景観審議会委員委嘱状交付式

及び第1回審議会

1. 開会

2. 委嘱状交付

3. 市長挨拶

4. 職員紹介

5. 役員選任（会長、副会長）

6. 会長挨拶

7. 諮問

景観重要樹木の指定

8. 案件

①景観重要樹木の指定について

②景観条例に基づく届出状況について

③良好な眺望場所の抽出・選定について

9. 答申

10. その他

11. 閉会

### □配布資料

○景観審議会資料

1. 次第

2. 委員名簿

3. 会議資料

①景観重要樹木の指定について

②景観条例に基づく届出状況について

③良好な眺望場所の抽出・選定について

### □出席者（○は出席）

\* 敬称略

1号委員

○笠井 治

○川口 優一

○板谷 久美子

2号委員

○大山 勲

新津 健

3号委員

○山本 賢治

○小宮山 和人

○河野 昭造

武藤 洋

○小田切 一正

○田邊 敏明

○桂嶋 恵美

4号委員

○留守 洋平

○吉野 正則

○壺屋 嘉彦

◆事務局

○都市建設部 部長

○都市計画課 課長

○都市計画課 まちづくり推進係

○都市計画課 まちづくり推進係

○都市計画課 まちづくり推進係

箭本 太

久保 欽一

小林 悟

齊藤 圭吾

石川 優美

## 2. 発言要旨

### ○甲斐市景観審議会委員委嘱状交付式及び第1回審議会

#### 1. 開会

(事務局)

- ・定刻となったので、ただいまから甲斐市景観審議会委員委嘱状交付式及び第1回審議会を開催させていただきます。
- ・本日の審議会は、委員総数15名のうち13名の出席をいただいている。過半数の出席が認められたので、甲斐市景観条例施行規則第33条第2項の規定により、本日の会議が成立していることを報告する。本日の審議会は甲斐市審議会等の設置及び運営に関する指針に基づき、公開での開催となる。

#### 2. 委嘱状交付

#### 3. 市長あいさつ

#### 4. 職員紹介

#### 5. 役員選任(会長・副会長)

- 会長に 大山 勲 委員、副会長に 新津 健 委員を選任。

#### 6. 会長あいさつ

#### 7. 諮問

- 保坂市長から大山会長へ諮問書を手交

#### 8. 案件

(事務局)

- ・景観審議会の議長は、会長が務めることとなっているので、ここからの進行は大山会長にお願いする。

(議長)

- ・それでは、案件①景観重要樹木の指定について、事務局から説明をお願いします。

- 案件①景観重要樹木の指定について事務局から説明(説明:事務局)

(議長)

- ・ただいま事務局から説明がありました。質問がある方は挙手をお願いします。
- ・昨年からの審議を重ねてきて、いくつかの候補の中からこの樹木が選ばれたという経緯がある。

(委員)

- ・サクラの説明にタイハクとソメイヨシノとあるが、2本植えられているという認識でよいか。

(議長)

- ・ そうである。2本が丁度1本のように見えるよう植えられている。植えたばかりの時は小さかった。今後、どのように育つか期待している。
- ・ 第1号第2号と駅前の樹木が景観重要樹木に指定されており、第3号候補も駅前となっている。なかなか住民の方への周知がうまくいかず、募集しても応募がない状況である。また、事務局でも探したが、姿形が良く市民に親しまれている大きな樹木は甲斐市に少ないこともあり、今回この樹木が候補となった。
- ・ 他に意見がなければ、本件は諮問案件であるため、お諮りする。景観重要樹木の指定について、景観重要樹木の認知度の向上を優先とし、多くの人が目にする機会のある樹木として、第3号に「塩崎駅北口駅前広場 約束のさくら」を景観重要樹木として指定することを妥当なものと認め、本審議会の答申としてよろしいでしょうか

【 異議なし 】

- ・ 今後については住民への周知を高めていくことが重要であるため、看板を設置する以外も検討していくことを添えて答申とする。

(議長)

- ・ 次の案件は、景観条例に基づく届出状況についてである。これは毎年、前年度どのような届出があったか、それに対してどのような課題があったのか報告を行うものである。それでは、事務局から説明をお願いします。

●②景観条例に基づく届出状況について事務局から説明（説明：事務局 齊藤主任）

(議長)

- ・ ただいま事務局から説明がありました。質問がある方は挙手をお願いします。

(委員)

- ・ ソーラーパネルについて、これは農業用のものだと思う。その場合、農業を行うと申請したため許可がおりたはずである。しかし、農作物が作られておらず、その場合は違反転用となり、ここで許可するわけにはいかないと思うが、いかがか。

(事務局)

- ・ 事務局では、農業用のソーラーパネルではなく、写真だけではわかりにくい、通常のソーラーパネルであると認識している。また、設置の許可ではなく、色合いや景観を阻害していないか確認するものであるため、農地転用の違反の有無については農業委員会のほうで確認、指導をしていただければと思う。

(委員)

- ・ 写真を見たときに背が高く、農業用だと考えた。農業用のソーラーパネルであれば事務局で推奨したとなると問題になると思ったため、意見させていただいた。

(事務局)

- ・ 補足させていただく。まわりが農地だがここだけ山林となっている。農業委員という立場で農地に背の高いソーラーパネルが多くあることに危惧していると思う。このことについては、農業委員会の事務局とも審議していただければと思う。よろしく願います。

(議長)

- ・ (株)コメリ、ソーラーパネル等、規模の大きいものについて届出をしてもらっている。これに対し景観法では規制することが難しく、お願いするようになってしまうため、協力してもらおうということになる。今回は問題なかったが、場合によっては、依頼を断られることがあるため、さまざまな事例を積み重ねていき、さらに景観計画に加え、変えていく必要がある。  
ソーラーパネルについて、道路とパネルの間に植栽がされている。これがもし植栽がなく道路の方にパネルが設置され圧迫感がある場合は、間にフェンスをつける等を指導する。
- ・ (株)コメリについて、建設地の周辺からはアルプスの山並みが綺麗に見えるところである。(株)コメリの建植看板は周辺店舗の看板と同じ高さになっている。看板について景観計画に記載がなく、課題となっているが、県には屋外広告物条例があり、この条例に適合しているため何も言うことはできないという現状である。何か工夫をしていくことができないかと考えている。本件は山並みの方向とは違うが、今後は山並みの方向に対して、避けてもらうような決まりを策定してもいいかもしれない。

(委員)

- ・ この会で審議すべきことは、著しく景観を阻害していないかどうか判断することであると思う。いろんな所轄がある中で、我々は景観を阻害するかどうかのみを議論すべきである。そのため、阻害していないと判断した場合は、認めて良いと考える。

(議長)

- ・ その通りだと思う。他に意見はあるか。  
なければ、次の案件に進む。

(議長)

- ・ 次に案件③、良好な眺望場所の抽出・選定について事務局から説明をお願いします。

●③良好な眺望場所の抽出・選定について事務局から説明（説明：事務局 齊藤主任）

(議長)

- ・ ただいま事務局から説明がありました。質問がある方は挙手をお願いします。

(委員)

- ・ 20カ所程度の写真を掲載して、投票を募るという話だが、最終的には何カ所のポスターを作成するという見通しはしているのか。

(事務局)

- ・ 当初は箇所数を決めてから実施することを考えていた。山梨県や南アルプス市も同様な取り組みをしており、多くの場所を指定している。甲斐市は後出しになってしまうため、数で勝負するのではなく、

応募数も少なかったということもあるため、数を絞り質の良い場所の指定を行い、ポスター作りをしていく。そのため、3から8カ所程度で検討している。少ない件数でも住民の方が目を引く景色に厳選したいと考えている。また、今後も景色の募集は随時行っていくため、今後も認定する景色を増やしていければと思っている。

(委員)

- ・最初から件数を決めるわけではなく、投票の結果を踏まえて、甲斐市の良好な景色を決め、ポスターを作成するということだと理解した。

(事務局)

- ・最初から数を決めた場合、投票数が少ない場所でも選ばれてしまうため、それだと趣旨とずれてしまうという懸念があった。そのため、票数に対しての得票率により選定を行うと考えている。

(委員)

- ・この資料を見たとき、候補数を絞りすぎずに、例えば日本航空など普段では入ることができないところで子供たちと写生大会など行いながら選ぶことができたなら良いと思う。親世代は、週末何をするか常にアンテナを張っている。そこで例えば市が主催で、今週は日本航空高校に入れます、絵も描けませ、書いた絵をラザウォーク等に掲載しますとなると尚良いと考える。このような市民を巻き込んで場所の選定を行えば、盛り上がると思った。

(事務局)

- ・日本航空については、甲斐市の土地ではないため、この場で行えるということではできないが、検討させてもらう。

(議長)

- ・とても良い意見だと思う。募集しました、ポスターにしましたではなく、そこで周知のために何をするかとしたときに、先ほどの意見のような参加型のイベントを実施すれば周知につながると思う。

(委員)

- ・応募件数が想定より少なかったとあるが、どのくらいを想定していたのか。

(事務局)

- ・具体的な件数は想定していなかったが、募集をするときに、南アルプス市は300件くらい応募があったとの話があったため、同規模の甲斐市も同じくらいの応募数があると想定していたが、結果は50件ほどであった。甲斐市と南アルプス市とでは、違いはあるが、100件以上の応募があるのではないかと考えていた。

(委員)

- ・周知した方法は広報だけだったのか。

(事務局)

- ・広報のほかに、甲斐市のLINEやホームページで周知を行った。インターネット上だけでは、周知不足

という意見があったため、今後は、庁舎にポスターの掲載をするなどしていく。

(委員)

- ・私たちが気が付いていない場所を住民の方に応募してもらうようにすればいいと思う。回覧板や広報を利用して、投票を募るのではなく現在応募があった場所以外の景色を募集するのはいかがか。また、南アルプス市と比べる必要はなく、合併した町数も違うことから応募数の差が埋まれてしまうのはしょうがない。甲斐市には、まだまだ良い景色がある。少数意見も大事にしながら、認定する候補地について再検討する必要があると思う。

(事務局)

- ・1年間半かけて50件の応募があった。画角が同じようなところがあるため、事務局で20件に絞り、LINEやポスターで周知する。その中で、得票率が高いものを「甲斐市の良好な景色」に認定し、ポスターを作成する。そして、公共施設等に掲載する。そのポスターにはQRコードがあり、そこから「私の好きな甲斐市の景色」の募集ページに飛ぶようになっている。そのため、このポスターに目が集まるようにすれば、応募数も増え、認定数も増え、ポスターの数も増えていく。そうしていき、認定された景色の中から景観の保全を行うべき場所が出てくれば、次のステップに繋がっていくというように考えている。

(事務局)

- ・補足させていただく。先ほどの意見はそのとおりである。ポスターには「私の好きな甲斐市の景色」の応募フォームにつながるQRコードの掲載がある。今まで募集をしていて50件の応募があった。ここで、いったん区切って甲斐市にはこのような景色がありますとPRを行う。そうすればもっと他にいい景色があるよという意見をいただくと考えている。景色の募集は今後も実施していき、ある程度集まったところで、また認定を行いポスターを作成すると考えている。

(議長)

- ・ここでいったん区切りをつけて、このような景色がありますと認定を行い、皆さんに他の景色の応募をお願いしますと発信することが目的である。委員の皆様も投票、応募をお願いします。景観計画には、こういう眺望場所、視点場が良いですと掲載することができる。計画の中に掲載すると、例えば富士山の前に20階建ての建物を建設するとなったときに、指導することができるようになる。そのため、市民から守りたい景色というのが増えていくと、これからリニア関連の開発が進むと考えられる中、これに備えるという意味でも必要である。この場所は市として大事だと甲斐市が責任をもって計画書に掲載する必要があり、このようなことを検討することが大事だと考えている。
- ・他に意見がなければ案件を終了する。事務局が答申書を作成するため休憩とする。

【10分休憩後、再開】

(議長)

- ・答申書(案)が完成したので、事務局より説明を求める。

- 答申書(案)を委員へ配付

(事務局)

- 答申書(案)を朗読

(議長)

- ・事務局から答申書(案)の説明があった。答申書は、説明の内容でよろしいか。

【異議なし】

- ・この答申の内容で保坂市長に答申書をお渡ししたいと思う。ご審議ありがとうございました。

## 9. 答申

【市長入室】

- ・準備が整ったので、本審議会から景観重要樹木の指定について、答申を行う。

- 大山会長から保坂市長へ答申書を手交

## 10. その他

(事務局)

- ・事務局から1点、事務連絡をいたします。次回の審議会につきましては、11月頃の開催を予定している。日時が決まり次第、改めて通知にてご案内する。事務局からは以上となるが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

## 11. 閉会

(事務局)

- ・以上で、甲斐市景観審議会委員委嘱状交付式及び第1回審議会終了する。本日は長時間にわたる活発なご審議、ありがとうございました。

- 最後に挨拶を交わして閉会